

ふるさと貢献家応援会 規約案

(名称)

第1条 本会は、ふるさと貢献家応援会(通称HOMETOWN HERO ALLIANCE: 「以下本会」という))と称する。

(目的と定義)

第2条

目的

本会は、全国の自治体等公共団体、民間企業・団体、個人等の本会会員が推進するふるさと貢献業の活性化に協力して取り組む。担い手不足に悩む地域の課題解決を支援するとともに、地域での起業がより拡大することを目的とする。

2 定義

ふるさと:

ふるさと納税制度の考え方に同じ。「生まれ育ったところ」「応援したい自治体」。

ふるさと貢献家:

日本の自治体等担い手不足に悩む地域の困りごとを解決するために、公序良俗に反しない活動に自らの志として取り組む法人、個人。

ふるさと貢献業:

ふるさと貢献家等による、地域の困りごとなどを解決したいとする自発的なアクション。業務として指示や強制されるものではない。ふるさと貢献業は営利を目的としない。

(事業主体)

第3条 本会は、一般社団法人日本テレワーク協会、一般社団法人日本デジタル起業協会、一般社団法人日本エンパワーメントコンソーシアムが共同で事業を運営(「以下「事業主体」という)する。

(事業内容)

第3条 本会は、第1条1項の目的を達成するため次の事業を実施する。

- 1 会員が行うふるさと貢献企画の造成等、ふるさと貢献業の企画と推進への協力、支援
- 2 会員の推薦するふるさと貢献家の認定
- 3 ふるさと貢献業、貢献家に関する情報発信、イベント開催
- 4 その他、目的達成に資する事業

(会員)

第4条 本会会員は、ふるさと貢献家を応援し、ふるさと貢献業により地域の担い手や起業の拡大に取り組む自治体等公共団体、民間企業・団体、個人とし、本規約に賛同し本会の定める登録方式で参加を表明した者とする。会員は任意の書式により退会の意思表示をすることで、いつでも退会できる。

(役員)

第5条

本会に以下の役員を置く。

代表 最大3名（事業主体から任命）

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項に定めるほか、最大5団体（1団体1名）まで運営委員を置くことができる。運営委員は自薦とし、事業運営に意見、助言を表明し協力するものとする。

（役員職務）

第6条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

（解任）

第7条 役員がその各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

（総会）

第8条 本会総会は、年1回開催する。但し、必要があるときは臨時で開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第9条 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第10条 役員会は役員及び運営委員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

（事業報告及び決算）

第11条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第 14 条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(委任)

第 15 条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

この規約は令和 5 年 10 月 12 日から適用する。